

改正

平成23年12月26日規則第53号

平成26年3月31日規則第17号

平成27年10月8日規則第51号

平成28年3月17日規則第22号

平成31年1月10日規則第1号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則をここに公布する。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(ばい煙に係る有害物質)

第3条 条例第2条第3号ウの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物

(ばい煙発生施設)

第4条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる施設であって、その規模が同表の右欄に該当するものとする。

(一般粉じん発生施設)

第5条 条例第2条第6号の規則で定める施設は、別表第2の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

(汚水等排出施設)

第6条 条例第2条第8号の規則で定める施設は、別表第3に掲げる施設とする。

(カドミウム等の物質)

第7条 条例第2条第8号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒(ひ)素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1・2—ジクロロエタン
- (14) 1・1—ジクロロエチレン
- (15) 1・2—ジクロロエチレン
- (16) 1・1・1—トリクロロエタン
- (17) 1・1・2—トリクロロエタン
- (18) 1・3—ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- (20) 2—クロロ—4・6—ビス(エチルアミノ)—s—トリアジン（別名シマジン）
- (21) S—4—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物

- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
 - (27) 塩化ビニルモノマー
 - (28) 1・4―ジオキサン
- (水素イオン濃度等の項目)

第8条 条例第2条第8号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
 - (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
 - (3) 浮遊物質
 - (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - (5) フェノール類含有量
 - (6) 銅含有量
 - (7) 亜鉛含有量
 - (8) 溶解性鉄含有量
 - (9) 溶解性マンガン含有量
 - (10) クロム含有量
 - (11) 大腸菌群数
 - (12) 窒素又はりん含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の3に規定する場合に限る。）
- (特定事業者)

第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の原油換算エネルギー使用量（当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。）を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの
- (2) 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第18条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連

鎖化事業をいう。以下同じ。)に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの

(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、その使用している自動車のうち、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項第5号に掲げる使用の本拠の位置を県内とする自動車の前年度の末日における合計台数又は合計台数の値が次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(自動車のうちけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。))を除く。)の台数が35台以上であること。

イ 道路運送法第3条第1号に掲げる一般旅客自動車運送事業(同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の台数が35台以上であること。

ウ 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が70台以上であること。

エ アからウまでのいずれにも該当しないものであって、アに規定する事業の用に供する自動車の台数に1を乗じて得た値、イに規定する事業の用に供する自動車の台数に1を乗じて得た値及びウに規定する事業の用に供する自動車の台数に0.5を乗じて得た値の合計が35以上であること。

(4) 県内の事業活動(連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。)に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第5条第10号から第16号までに規定する基準のいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの
(温室効果ガス排出抑制計画書の作成等)

第10条 条例第6条第1項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書(別記様式第1号)により、当該計画期間(以下「計画期間」という。)の初年度の7月末日までに提出しなければならない。

2 条例第6条第2項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書により、計画期間の初年度の7月末日までに提出するものとする。

(変更後の温室効果ガス排出抑制計画書の作成等)

第11条 条例第6条第3項に規定する変更後の計画書は、温室効果ガス排出抑制計画書により、温室効果ガス排出抑制計画の変更後速やかに提出しなければならない。

(特定事業者等に関する届出書の作成等)

第12条 条例第6条第1項ただし書及び第6条の2の規定による届出は、特定事業者等に関する届出書(別記様式第1号の2)によってするものとする。

(温室効果ガス排出状況報告書の作成等)

第13条 条例第6条の2に規定する報告書は、温室効果ガス排出状況報告書(別記様式第2号)により、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに提出しなければならない。

(温室効果ガス排出抑制計画を達成するための補完的手段)

第13条の2 条例第6条の3の規則で定める温室効果ガス排出削減対策は、次に掲げるものとする。

- (1) 森林の整備及び保全(知事が別に定める森林の二酸化炭素吸収量に係る認証制度に基づく認証を行ったものに限る。)
- (2) 再生可能エネルギー(次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギー)を利用した熱又は電力であって、県内で発生し、又は発電したものの供給(自ら消費したものを除く。)
 - ア 太陽光
 - イ 風力
 - ウ 水力
 - エ 地熱
 - オ 太陽熱
 - カ バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると知事が認めるもの
- (3) グリーン電力証書又はグリーン熱証書(一般財団法人日本品質保証機構の認証に基づき発行された証書であって、当該証書に係る熱又は電力が県内において発生し、又は発電したものの購入)
- (4) その他知事が適当と認める温室効果ガス排出削減対策
(温室効果ガス排出抑制計画書等の公表)

第13条の3 条例第7条の規定による公表は、次に掲げるものについて行うものとする。

(1) 温室効果ガス排出抑制計画書別紙

(2) 温室効果ガス排出状況報告書別紙

(駐車時における原動機の停止の適用除外)

第14条 条例第9条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室における冷房又は暖房を行うための附属装置を除く。）の動力として使用する場合

(2) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に掲げる自動車を当該緊急用務のために使用する場合

(3) 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、自動車等の原動機を停止できない場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車時に自動車等の原動機を停止することができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(硫黄酸化物の排出基準)

第15条 条例第19条第1項の規定による硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H_e^2$$

この式において、 q 、 K 及び H_e は、それぞれ次の値を表わすものとする。

q 硫黄酸化物の量（単位 温度0度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K 別表第4の中欄に掲げる区域ごとに同表の右欄に掲げる値

H_e 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

2 条例第19条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものと

する。

H e 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H o 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

（ばいじんの排出基準）

第16条 条例第19条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が0度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第5の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるばいじんの量とする。

（ばい煙に係る有害物質の排出基準）

第17条 条例第19条第1項の規定によるばい煙に係る有害物質（窒素酸化物に限る。）の排出基準は、温度が0度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第6の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

（ばい煙発生施設の設置等の届出）

第18条 条例第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項の規定による届出は、ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書（別記様式第3号）によってしなければならない。

2 条例第20条第2項（条例第21条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） ばい煙の排出の方法
- （2） ばい煙発生施設及びばい煙処理施設（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第3項に規定するばい煙処理施設をいう。）の設置場所
- （3） ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
- （4） 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所
- （5） 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

（氏名の変更等の届出）

第19条 条例第25条（条例第35条第1項及び第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第20条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては氏名等変更届出書（別記様式第4号）によって、ばい煙発生施設の使用の廃止に係る場合にあっては使用廃止届出書（別記様式第5号）によってしなければならない。

(承継の届出)

第20条 条例第26条第3項(条例第35条第1項及び第46条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、承継届出書(別記様式第6号)によってしなければならない。

(ばい煙量等の測定)

第21条 条例第29条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

- (1) 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が0度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第4の備考2に掲げる硫黄酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。
- (2) 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第4の備考2(2)に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。
- (3) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第5の備考に掲げる測定法により、年2回以上(1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上)行うこと。
- (4) ばい煙に係る有害物質(窒素酸化物に限る。)に係るばい煙濃度の測定は、別表第6の備考に掲げる測定法により、年2回以上(1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上)行うこと。
- (5) 前各号の測定の結果は、ばい煙量等測定記録表(別記様式第7号)により記録し、その記録を3年間保存すること。

(ばい煙に係る緊急時)

第22条 条例第30条の規則で定める場合は、別表第7の左欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるときとする。

- 2 条例第30条の規定によるばい煙排出者に対する命令は、大気汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者の範囲を定めて行うものとする。

- 3 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。
- 4 前項ただし書の方法により命令する場合にあっては、併せて当該ばい煙排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第2項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行われた場合における当該命令の解除について準用する。

(一般粉じん発生施設の設置等の届出)

第23条 条例第31条第1項及び第3項並びに第32条第1項の規定による届出は、一般粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書(別記様式第8号)によってしなければならない。

2 条例第31条第2項(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 一般粉じん発生施設の配置図
- (2) 一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- (3) 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

(一般粉じん発生施設の構造等に関する基準)

第24条 条例第33条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第8の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(排水基準)

第25条 条例第36条第1項の規定による排水基準は、汚水に係る有害物質による排出水の汚染状態については、別表第9の左欄に掲げる汚水に係る有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第10の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(汚水等排出施設の設置等の届出)

第26条 条例第37条第8号の規則で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。

2 条例第37条から第39条までの規定による届出は、汚水等排出施設設置(使用・変更)届出書(別記様式第9号)によってしなければならない。

(排出水の汚染状態の測定)

第27条 条例第44条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1) 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水の汚染状態に係る排水基準に定められた事項について、別表第9の備考1及び別表第10の備考1に掲げる検定方法により行うこと。

(2) 測定の結果は、水質測定記録表（別記様式第10号）により記録し、その記録を3年間保存すること。

(汚水等に係る緊急時)

第28条 条例第45条の規則で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準（以下この項において「水質環境基準」という。）において定められた水質の汚濁の程度の2倍に相当する程度（第7条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

2 条例第45条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(汚水に係る有害物質を含むものとして規則で定める要件)

第29条 条例第54条の規則で定める要件は、別表第11の左欄に掲げる汚水に係る有害物質の種類ごとに同表の中欄に定める方法により汚水に係る有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に定める汚水に係る有害物質が検出されること（農薬又は肥料を農用地その他の植物の栽培の用に供する土地に適正に使用することにより、当該汚水に係る有害物質が検出される場合を除く。）とする。

(ばい煙又は悪臭を発生する物)

第30条 条例第57条第1項の規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- (1) ゴム
- (2) ピッチ
- (3) 皮革
- (4) 合成樹脂
- (5) 合成繊維
- (6) 被覆線

(燃焼設備の構造)

第31条 条例第57条第2項第1号の規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。

(1) 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼設備内と外気が接することなく燃焼できるものであること。

(2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

(燃焼の方法)

第32条 条例第57条第2項第1号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように燃焼すること。

(2) 煙突の先端から火炎又は日本工業規格（以下単に「規格」という。）D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように燃焼すること。

(3) 煙突から灰及び未燃物が飛散しないように燃焼すること。

(屋外燃焼行為の適用除外)

第33条 条例第57条第2項第2号の規則で定める燃焼行為は、震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為とする。

(投光器の使用禁止の適用除外)

第34条 条例第63条のただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法令の規定により使用する場合

(2) 犯罪の予防又は捜査その他これらに類する行為のために使用する場合

(3) 災害又は事故発生時において遭難者等の捜索又は救助その他これらに類する行為のために使用する場合

(4) 試験又は研究のために使用する場合

(5) 祭典等の催物において一時的に使用する場合

(6) 水産動植物の採捕のために使用する場合

(書類の提出部数)

第35条 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、条例第6条各項に規定する書類にあつては正本1部とし、その他の書類にあつては正本1部及び写し1部とする。

(受理書)

第36条 知事は、条例第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第37条又は第39条の規定による届出を受理したときは、受理書（別記様式第11号）を当該届出をした者に交付するものとする。

(身分証明書)

第37条 条例第65条第2項の証明書は、身分証明書（別記様式第12号）によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(宮崎県公害防止条例施行規則の廃止)

- 2 宮崎県公害防止条例施行規則（昭和47年宮崎県規則第22号）は、廃止する。

(宮崎県事務委任規則の一部改正)

- 3 宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第62号の2を次のように改める。

62の2	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第42号）第36条の規定による受理書の交付に関すること。
------	--

附 則（平成23年12月26日規則第53号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則は、平成24年度以降に排出される温室効果ガスについて適用し、平成23年度に排出される温室効果ガスについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第17号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月8日規則第51号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日規則第22号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成31年1月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

乾燥炉（銅、鉛又は亜鉛の精錬又はトリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する乾燥炉	火格（こう）子面積（火格（こう）子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の
--	--

を除く。)	定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
-------	---

別表第2（第5条関係）

1	ベルトコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が50センチメートル以上75センチメートル未満であること。
2	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が37.5キロワット以上75キロワット未満であること。
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。

別表第3（第6条関係）

- 1 理化学の実験及び試験研究並びに理化学的検査の用に供する施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を除く。）であって、次に掲げるもの
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）の理化学の実験の用に供する施設
 - (2) 工場及び事業場並びに医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の理化学の試験研究及び理化学的検査の用に供する施設

別表第4（第15条、第21条関係）

	区域	値
1	延岡市の区域	8.76
2	日向市の区域	14.5
3	延岡市及び日向市の区域以外の区域	17.5

備考

- 1 この表に掲げる区域は、昭和51年12月1日における行政区画によって表示されたものとする。
- 2 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第15条第1項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたも

のとする。

- (1) 規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- (2) 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- (3) 硫黄酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第76号）に定める方法

別表第5（第16条、第21条関係）

	施設の種類	ばいじんの量
1	別表第1に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉	0.50グラム
2	別表第1に掲げる乾燥炉のうち前号に掲げるもの以外の乾燥炉	0.20グラム

備考 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式（熱源として電気を使用する施設及び1の項に掲げる骨材乾燥炉並びに2の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあっては、 $C = C_s$ ）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{b}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、 C 、 O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 グラム）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。）（単位 100分率）

C_s 規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 グラム）

2 この表の右欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

別表第6（第17条、第21条関係）

	施設の種類	窒素酸化物の量
1	別表第1に掲げる乾燥炉	230立方センチメートル

備考 この表の右欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とす

る。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均量とする。

$$C = \frac{5}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量（単位 立法センチメートル）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。）（単位 100分率）

C_s 規格Z0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 立法センチメートル）

別表第7（第22条関係）

物質	大気汚染状態
硫黄酸化物	1 大気中における含有率の1時間値（次項を除き、以下単に「1時間値」という。）100万分の0.5以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合 2 1時間値100万分の0.7以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	1時間値100万分の50以上である大気汚染の状態になった場合
二酸化窒素	1時間値100万分の1以上である大気汚染の状態になった場合
オキシダント	1時間値100万分の0.4以上である大気汚染の状態になった場合

備考

1 この表に規定する1時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して1時間吸引して行うものとする。

(1) 硫黄酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器

(2) 浮遊粒子状物質 光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器

(3) 一酸化炭素 非分散形赤外分析計法による一酸化炭素測定器

(4) 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素測定器

(5) オキシダント 規格B7957に定める濃度の中性りん酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であって規格B7957に定める方法により校正を行ったもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器

2 この表に定める浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下であるものとする。

3 この表に定めるオキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃(よう)化カリウムと反応して沃(よう)素を遊離させる酸化性物質とする。

別表第8 (第24条関係)

	施設の種類	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	別表第2の1の項に掲げる施設	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	別表第2の2の項及び3の項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。

	<p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
--	--

別表第9 (第25条関係)

汚水に係る有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン1 ミリグラム
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 リットルにつき1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.02ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1 リットルにつき0.04ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき1 ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.4ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1 リットルにつき3 ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1 リットルにつき0.06ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.1ミリグラム

セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1・4－ジオキサン	1 リットルにつき0.5ミリグラム
備考	
<p>1 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>2 「検出されないこと。」とは、前項に掲げる方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>	

別表第10（第25条関係）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位	5

1 リットルにつきミリグラム)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	120 (日間平均60)
りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	16 (日間平均8)

備考

- この表に掲げる排水基準は、排水基準告示により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量又はりん含有量についての排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6及び7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

別表第11 (第29条関係)

汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値
--------------	------	---

カドミウム及びその化合物	規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55・1に定める方法にあつては規格K0102の55の備考1に定める操作を、規格K0102の55・3に定める方法にあつては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム
シアン化合物	規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法、規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法又は規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	排水基準告示付表1に掲げる方法	1リットルにつき0.1ミリグラム
鉛及びその化合物	規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54・1に定める方法にあつては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54・3に定める方法にあつては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつき鉛0.005ミリグラム
六価クロム化合物	規格K0102の65・2・1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含む試料で検定が困難なものにあつては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65・1に定める方法）又は規格K0102の65・2・6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつき六価クロム0.04ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	規格K0102の61に定める方法	1リットルにつき砒(ひ)素0.005ミリグラム

水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法	1リットルにつきアルキル水銀0.0005ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表3に掲げる方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
トリクロロエチレン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
テトラクロロエチレン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ジクロロメタン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
四塩化炭素	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法	1リットルにつき0.0002ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法	1リットルにつき0.0004ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
1・2—ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法	シス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム、トランス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法	1リットルにつき0.0006ミリグラム

1・3-ジクロロプロペン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法	1リットルにつき 0.0002ミリグラム
チウラム	環境基準告示付表4に掲げる方法	1リットルにつき 0.0006ミリグラム
シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	1リットルにつき 0.0003ミリグラム
チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	1リットルにつき0.002 ミリグラム
ベンゼン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	1リットルにつき0.001 ミリグラム
セレン及びその化合物	規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法	1リットルにつきセレン 0.002ミリグラム
ほう素及びその化合物	規格K0102の47に定める方法	1リットルにつきほう 素0.2ミリグラム
ふっ素及びその化合物	規格K0102の34・1、34・2若しくは34・4に定める方法又は規格K0102の34・1C（注（6）第3文を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表6に掲げる方法	1リットルにつきふっ 素0.2ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42・2、42・3、42・5又は42・6に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43・1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43・2・5又は43・2・6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては1リットルにつきアンモニア性窒素0.7ミリグラム、亜硝酸化合物にあつては1リットルにつき亜硝酸性窒素0.2ミリグラム、硝酸化合物にあつては1リットルにつき硝酸性窒素0.2ミリグラム

	硝酸性窒素の量を検出する方法	
塩化ビニルモノマー	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法	1 リットルにつき 0.0002ミリグラム
1・4－ジオキサン	環境基準告示付表7に掲げる方法	1 リットルにつき0.005 ミリグラム
備考 この表の中欄に掲げる検定方法により左欄に掲げる汚水に係る有害物質を検定した場合において、「当該汚水に係る有害物質が検出されること」とは、同表の右欄に掲げる値以上の汚水に係る有害物質が検出される場合である。		

別記

様式第1号（第10条、第11条、第13条の3関係）

温室効果ガス排出抑制計画書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

（ 法人にあっては、その主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名 [㊦] ）

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第6条の規定により、次のとおり提出します。

連絡先	担当部署名	
	住所	(〒 -)
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
前年度の状況	前年度のエネルギー使用量（原油換算）	_____ k _l
	前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 （排出量が3,000t（CO ₂ 換算）を超えるもののみ記入）	
		() t-CO ₂
		() t-CO ₂
前年度末の車両台数		
	<input type="checkbox"/> トラック	_____ 台
	<input type="checkbox"/> バス	_____ 台
	<input type="checkbox"/> タクシー	_____ 台

(別紙)

提出書類の区分	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出抑制計画書 <input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出抑制計画書 (変更)				
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)					
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
主たる業種					
事業概要					
事業者の区分	<input type="checkbox"/> みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則第9条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第4号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者				
計画期間	年度～ 年度				
排出状況及び目標	目標設定の方法	基準年度の実績① ()年度	前年度の実績 ()年度	目標年度② ()年度	増減率 $(②-①)/① \times 100$
	総排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	%
	原単位の排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	%
原単位の考え方					
目標達成のための基本方針					
目標達成のための推進体制					
目標達成のための措置の内容					
特記事項					

- 備考 1 「基準年度」は、原則として計画書を提出する年度の前年度とすること。ただし、提出者が別に基準となる年度を定めている場合は、当該年度を基準年度とすることができる。
- 2 提出者の計画が温室効果ガス排出量削減に向けた取組であるにもかかわらず、事業拡大等の理由により温室効果ガス排出量が増加する見込みである場合は、原単位による目標を設定することができる。この場合、「原単位の排出量」とは、「総排出量」を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値で除して算出した値とし、併せて「原単位の考え方」についても記入すること。

様式第1号の2 (第12条関係)

特定事業者等に関する届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

Ⓜ
 (法人にあっては、その主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第6条第1項及び第6条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の区分	<input type="checkbox"/> 特定事業者に該当しなくなった者 <input type="checkbox"/> 特定事業者に該当しなくなることが明らかなる者が明らかな者 (以下に理由を記入すること。 ()	
	<input type="checkbox"/> 条例第6条第2項の規定により計画書を提出した者で、温室効果ガス排出状況報告書を提出しない予定の者	
前年度の状況	前年度のエネルギー使用量 (原油換算) _____ kl	
	前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 (排出量が3,000t (CO ₂ 換算) を超えるもののみ記入)	
	() t-CO ₂ () t-CO ₂	
	前年度末の車両台数	<input type="checkbox"/> トラック _____ 台 <input type="checkbox"/> バス _____ 台 <input type="checkbox"/> タクシー _____ 台
連絡先	担当部署名	
	住所	(〒 -)
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

様式第2号 (第13条、第13条の3関係)

温室効果ガス排出状況報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

Ⓜ
 (法人にあっては、その主たる事業所の
 所在地並びに名称及び代表者の氏名)

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第6条の2の規定により、次のとおり提出します。

連絡先	担当部署名	
	住所	(〒 -)
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
前年度の状況	前年度のエネルギー使用量 (原油換算)	_____ kl
	前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 (排出量が 3,000t (CO ₂ 換算) を超えるもののみ記入)	() t-CO ₂ () t-CO ₂
	前年度末の車両台数	<input type="checkbox"/> トラック _____ 台 <input type="checkbox"/> バス _____ 台 <input type="checkbox"/> タクシー _____ 台

(別紙)

報告対象年度	年度								
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）									
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）									
主たる業種									
事業概要									
事業者の区分	<input type="checkbox"/> みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則第9条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第4号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者								
温室効果ガスの排出の状況等	年度区分	基準年度()年度	前年度()年度	計 画 期 間					目 標
		()年度	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度
	①総排出量(t-CO ₂)								
	②原単位排出量(t-CO ₂)								
	補完的手段による削減量(t-CO ₂)	森林の整備及び保全							
		再生可能エネルギーを利用した熱又は電力の供給							
		グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入							
		その他知事が適当と認めるもの							
	③合計								
	(①又は②) - ③ 差引後排出量(t-CO ₂)								
増減率(基準年度比) <input type="checkbox"/> 総排出量 <input type="checkbox"/> 原単位			%	%	%	%	%	%	
その他温室効果ガス排出削減に資する取組									
特記事項									

- 備考 1 計画書において原単位による目標を設定した場合は、「①総排出量」に加え「②原単位排出量」を記入するとともに、「増減率(基準年度比)」には原単位の値を記入すること。
- 2 「温室効果ガス排出の状況等」を算定する際に用いる電力事業者等から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数(以下「係数」という。)は、実態に即した係数を把握できる場合を除き、毎年度国が公表する係数を用いること。なお、提出者が温室効果ガス排出削減に向けた取組を実施しているにもかかわらず、係数が増加したことに伴い温室効果ガス排出量が増加する場合は、基準年度に使用した係数を用いて算定した排出量を括弧書により二段書することができる。

ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

㊟

（法人にあっては、その主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第20条第1項（第21条第1項、第22条第1項）の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類		※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり		

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類欄には、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年月日	年月日
着手予定年月日		年月日	年月日
使用開始予定年月日		年月日	年月日
規	伝熱面積 (m^2)		
	燃料の燃焼能力 (重油換算 t/h)		
	原料の焼却能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m^2)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m^3)		
	電流容量 (KA)		
模	ポンプの動力 (KW)		
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第1の左欄に掲げる施設の当該右欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号							
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時		時～時			
	季節変動	時間/回	回/日	日/月	時間/回	回/日	日/月
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)	硫黄分 カドミウム分	鉛分 ふっ素分	硫黄分 カドミウム分	鉛分 ふっ素分		
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類						
	燃料中の成分割合(%)	灰分	硫黄分	窒素分	灰分	硫黄分	窒素分
	発熱量						
	通常の使用量						
	混焼割合						
排出ガス量(Nm ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常		
	乾き	最大	通常	最大	通常		
排出ガス温度(℃)							
排出ガス中の酸素濃度(%)							
ばい煙の濃度	ばいじん(g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	硫黄酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	窒素酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
ばい煙量	硫黄酸化物(Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常		
参考事項							

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一行程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号				
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号				
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式				
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 ($N m^3 / h$)	最 大		
		濃 率		
	排 出 ガ ス 温 度 ($^{\circ}C$)	処 理 前		
		処 理 後		
	ば い 煙 の 濃 度	ばいじん ($g / N m^3$)	処 理 前	
			処 理 後	
		硫 黄 酸 化 物 (容量比ppm)	処 理 前	
			処 理 後	
		カドミウム及びその化合物 ($\mu g / N m^3$)	処 理 前	
			処 理 後	
		塩 素 ($\mu g / N m^3$)	処 理 前	
			処 理 後	
		塩素木素 ($\mu g / N m^3$)	処 理 前	
	処 理 後			
	ふっ素、ふっ化木素、ふっ 化けい素 ($\mu g / N m^3$)	処 理 前		
		処 理 後		
	鉛 及 び そ の 化 合 物 ($\mu g / N m^3$)	処 理 前		
		処 理 後		
	窒 素 酸 化 物 (容量比ppm)	処 理 前		
		処 理 後		
ばい煙量	硫黄酸化物 ($N m^3 / h$)	最 大	処 理 前	
		濃 率	処 理 後	
補 正 効 率 (%)	ば い じ ん			
	硫 黄 酸 化 物			
	カドミウム及びその化合物			
	塩 素			
	塩 化 木 素			
	ふっ素、ふっ化木素及びふっ化けい素			
	鉛 及 び そ の 化 合 物			
窒 素 酸 化 物				
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		時間/回 時~時 回/日 日/月	
	季節変動		時間/回 時~時 回/日 日/月	
排 出 口 の 実 高 さ H_o (m)				
補 正 さ れ た 排 出 口 の 高 さ H_e (m)				
排 出 速 度 (m / s)				

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さ H_e は、みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則第15条第2項の算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第4号（第19条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

㊟

(法人にあっては、その主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第25条（第35条第1項、第46条）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第5号（第19条関係）

使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

㊟

(法人にあっては、その主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、汚水等排出施設）の使用を廃止したので、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第25条（第35条第1項、第46条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 年 月 日	年 月 日
施 設 の 種 類		※施 設 番 号	
施 設 の 設 置 場 所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第6号（第20条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

㊟

(法人にあっては、その主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、汚水等排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第26条第3項（第35条第1項、第46条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 年 月 日	年 月 日
施 設 の 種 類		※施 設 番 号	
施 設 の 設 置 場 所		※備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第7号（第21条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種別及び工場又は事業場における施設番号

測定年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	測定者	測定箇所	ばい煙発生施設の使用状況	使用原料又は燃料の種類及び硫黄分、カドミウム分、ふっ素分、鉛分又は窒素分(%)	排出ガス量 (Nm ³ /h)		硫黄酸化物の濃度 (ppm)		ばいじん (g/Nm ³)			カドミウム及びその化合物 (µg/Nm ³)		塩化水素 (mg/Nm ³)			ふっ素、ふっ素酸化物及びふっ化けい素 (µg/Nm ³)			鉛及びその化合物 (µg/Nm ³)		窒素酸化物の濃度 (容量比ppm)					備考			
					平均	最大	平均	最大	Cs		C	酸素濃度 (%)	Cs	C	Cs	C	酸素濃度 (%)	Cs	C	Cs	C	Cs	C	Cs	C	Cs		C	Cs	C
									平均	最大																				
					平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大		平均	最大	平均

- 備考 1 使用原料又は燃料の種類及び硫黄分、カドミウム分、ふっ素分、鉛分又は窒素分(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第5及び別表第6の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第5及び別表第6の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。
- 3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度(%)の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガス中の酸素の濃度を記載すること。

様式第8号(第23条関係)

一般粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

㊟

(法人にあっては、その主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第31条第1項（第31条第3項、第32条第1項）の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 年 月 日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類		※施 設 番 号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1 及び別紙2 のとおり	※審 査 結 果	
		※備 考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

別紙1

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	ベルト幅（cm）		
	単基の長さ（m）×基数		
	ベルトの速度（m／分）		
	運搬能力（t／h）		
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量（t／月）			
使用及び管理の方法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率（％）	
		送風機の原因機出力（kw）	
	散水	装置の種類・型式	
		装置の能力（m ³ ／h）	
		運搬量当たり散水量（l／t）	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙2

一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造
並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力（kW）		
	処理能力（t/h）		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量（通常） （t/月）			
使用及び管理の方法	破碎機、摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率（%）	
		送風機の原動機出力（kW）	
	散水	装置の種類・型式	
		装置の能力（m ³ /h）	
		処理量当たりの散水量（l/t）	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

汚水等排出施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

㊟

（法人にあっては、その主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第37条（第38条、第39条）の規定により、汚水等排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
汚水等排出施設の種類		※施設番号	
△汚水等排出施設の構造	別紙1 のとおり	※審査結果	
△汚水等排出施設の使用の方法	別紙2 のとおり	※備 考	
△汚水等の処理の方法	別紙3 のとおり		
△排出水の汚染状態及び量	別紙4 のとおり		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙5 のとおり		

- 備考
- 1 汚水等排出施設の種類の欄には、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第3に掲げる号番号及び名称を記載すること。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 6 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

別紙1

汚水等排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
汚水等排出施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該汚水等排出施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙2

汚水等排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
汚水等排出施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m^3 /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年月日		年月日		年月日			
工事着手予定年月日		年月日		年月日		年月日			
工事完成予定年月日		年月日		年月日		年月日			
使用開始予定年月日		年月日		年月日		年月日			
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の量 (m ³ /日)									
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m^3 /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙5

排水に係る用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>			
<p>用途別 用水使用量</p>	<p>用途</p>	<p>使用水</p>	<p>用水使用量 (m³/日)</p>

様式第10号 (第27条関係)

水 質 測 定 記 録 表

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		汚水等排出 施設 の 使用 状 況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目				備 考
	名 称	排 出 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)								

備考 採水年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第11号（第36条関係）

受 理 書

第 号
年 月 日

殿

宮崎県知事 印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第 条第 項
届 出 の 内 容	ばい煙発生施設の設置（ばい煙発生施設の使用、ばい煙発生施設の構造の変更、ばい煙発生施設の使用の方法の変更及びばい煙の処理の方法の変更）及び汚水等排出施設の設置（汚水等排出施設の構造等の変更）
届出に係るばい煙発生施設（汚水等排出施設）の種類	

様式第12号（第37条関係）

(表)

身 分 証 明 書		第 号
		所 属 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第65条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日	宮崎県知事	印

↑
8センチメートル
↓

←-----12センチメートル-----→

(裏)

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（抜粋）

（報告及び検査）

第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場又は事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 特定事業者
- (2) ばい煙発生施設を設置している者
- (3) 一般粉じん発生施設を設置している者
- (4) 汚水等排出施設を設置している者又は当該施設の設置者であった者
- (5) 第54条の規定に違反した者又は違反するおそれのある者
- (6) 第57条第1項の規定に違反した者又は違反するおそれのある者
- (7) 第一種指定化学物質等取扱事業者
- (8) 第63条の規定に違反した者又は違反するおそれのある者

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1)～(3) [略]
- (4) 第65条第1項（同項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 第65条第1項（同項第5号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)・(2) [略]
- (3) 第65条第1項（同項第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者